

広島県告示第七百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和四年十月十三日までの間、縦覧に供する。

令和四年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道福山鞆線	福山市野上町三丁目一八四一番三地从ら 福山市草戸町字下山地一六三三番地先まで	令和四年九月三〇日
県道福山沼隈線	福山市草戸町四丁目一三三番一地从ら 福山市草戸町四丁目一三六番一地从ら先まで	令和四年九月三〇日